

令和 7 年度

大阪府内部統制評価報告書

審査意見書

令和 8 年 10 月

大阪府監査委員

令和 7 年度 大阪府内部統制評価報告書 審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度大阪府内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているかを主眼として実施した。

3 審査の実施内容

評価報告書について、地方自治法第 150 条第 1 項の規定により知事が定めた方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、大阪府内部統制評価報告書審査基準及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて審査した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、知事から提出のあった評価報告書の記載については、評価手続及び評価結果ともに不適切な事項は見受けられなかった。

評価報告書に記載の、一般競争入札により契約した事業について、契約後、変更契約を締結せずに現場協議のみで仕様変更を行い、また、仕様書等に基づく適正な検査が行われていなかった事案は、府民の信用を失墜する不備である。従って、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、一部において知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていないと判断する。

5 意見

上記に加えて、今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

(1) 府民の信用を失墜する不備の再発防止及び未然防止について

府では、地方自治法に基づく内部統制制度の導入以降、毎年度（令和 4 年度を除く）府民の信用を失墜する不備を発現させている。このことを踏まえ、不備の発生原因を深掘りして究明し、問題を起こした当該所属だけではなく、それ以外の部局に対しても事例を共有し、問題の所在に気づく体制を整備するなどより効果的な内部統制の実現に向けて一層の工夫を講じられたい。

(2) 補助金不正受給事案に係る再発防止に向けた工夫について

補助金の不正受給事案に係る令和 4 年度大阪府内部統制評価報告書に付した監査委員意見に対しては、改善に向けた一定の検討が行われていることが確認できたが、内部統制の充実に向け、支給に至る過程における具体的な取組を早期に進められたい。

審査の過程

1 審査計画の策定

実施年月日	内 容
令和8年7月3日	令和7年度内部統制評価報告書審査計画を策定

2 監査委員と評価部局等との意見交換会

実施年月日	内 容
令和8年3月21日	内部統制評価手順とスケジュール案について
8月28日	令和7年度内部統制評価報告書（案）について

3 審査内容について

(1) 根拠規定等

大阪府内部統制評価報告書審査基準
大阪府内部統制評価報告書審査実施要領
事務局審査の手引

(2) 審査の手法

上記の根拠規定等に基づいて、知事から提出された内部統制評価報告書とあわせて関係資料を確認するとともに、関係部局の担当者等に対する質問を行った。なお、業務レベルの評価に関しては、知事部局137所属のうち、別記資料30所属を抽出して確認等を行った。

また、上記2に記載のとおり、内部統制評価部局と意見交換を行った。

別記資料

抽出により確認を実施した所属（知事部局内 137 所属中、下記 30 所属）

部局名	所属名
政策企画部	政策企画総務課
	秘書課
総務部	企画厚生課
	人事課
	総務サービス課
財務部	行政 DX 企画課
	行政 DX 推進課
	泉北府税事務所
	北河内府税事務所
スマートシティ戦略部	戦略企画課
	地域戦略推進課
府民文化部	人権局
福祉部	障がい福祉室
	貝塚子ども家庭センター
	女性相談センター
健康医療部	生活衛生室
	富田林保健所
	和泉保健所
商工労働部	成長産業振興室
	大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	脱炭素・エネルギー政策課
	流通対策室
	中部農と緑の総合事務所
	泉州農と緑の総合事務所
都市整備部 (住宅建築局)	都市整備総務課
	事業調整室
	住宅建築局建築環境課
	茨木土木事務所
	寝屋川水系改修工営所
大阪都市計画局	拠点開発室